

運 営 規 程

デイサービスいしがき（通所介護事業）

医療法人 上善会

デイサービスいしがき

指定通所介護事業 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、医療法人 上善会（以下「法人」という。）が開設する指定通所介護事業（以下「事業所」という。）において生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護事業（以下「事業」という。）を提供することを事業の目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 従業者は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスいしがき
- 二 所在地 石垣市字石垣 2 7 5 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（常勤）
従業者の管理及び通所介護の利用の申込みに係る調整、その他の業務の実施状況の把握を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする
- 二 生活相談員 1 名以上
利用者の生活指導及び援助、身上調査、面接及び利用者の処遇に関する企画等を行う
- 三 看護職員 1 名以上
利用者の心身の状況に応じ、適切な看護サービスの提供を行う
- 四 介護職員 6 名以上
利用者の心身の状況に応じ、適切な介護サービスの提供を行う
- 五 機能訓練指導員 1 名以上
利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、年末年始（12月31日から1月1日まで）旧盆（旧7月15日）、
は休業日とする
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時45分までとする

(指定通所介護の利用定員)

第 6 条 指定通所介護の利用定員は、35人とする。

(指定通所介護の内容)

第 7 条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

但し、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業者と利用者等と相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- 一 身体介護に関すること
日常生活活動動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動、移乗の介助
- 二 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する
 - ア. 衣類着脱の介助
 - イ. 身体的清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な入浴の介助
- 三 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事を提供する
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
- 四 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐための必要な訓練を行う
また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れる様、各種サービスを提供する
 - ア. レクリエーション
 - イ. グループワーク

- ウ. 行事的活動
 - エ. 体操
 - オ. 機能訓練
 - カ. 休養（養護）
- 五 送迎に関すること
- 要介護の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する
- ア. 移動、移乗動作の介助
 - イ. その他必要な相談、助言
- 六 相談、助言に関すること
- 利用者及びその家族の日常生活における介護に関する相談及び助言を行う
- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
 - イ. その他必要な相談、助言

（指定通所介護の利用申込み及び利用の決定）

- 第 8 条** 指定通所介護を利用する者または指定居宅介護支援事業者は、指定通所介護利用契約書を管理者あて提出するものとする
- 2 管理者は指定通所介護利用契約書を受領後速やかに利用の要否を決定し、本人又は家族へ連絡するものとする
- 但し、緊急を要する場合にあたっては、居宅介護サービス計画作成前であってもサービスが利用できるものとし、契約書は要介護認定及び居宅サービス計画作成後に改めて提出しても差し支えないものとする

（通所介護計画の作成等）

- 第 9 条** 管理者は、居宅サービス計画書が作成されている場合はその計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた通所介護計画を作成し、利用者及び家族に説明する。
- 2 事業者は、通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理評価を行うものとする。

（サービスの提供記録の記載）

- 第 10 条** 指定通所介護を提供した際には、その提供日、サービスの内容及び当該指定通所介護について介護保険法第 4 1 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

- 第 11 条** 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - 一 昼食代 480円/食
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることにする。
- 4 指定通所介護の利用者等は、事業所の定める期日までに利用料を支払う事とする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、石垣市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 通所介護サービスを利用する者は次の各号に留意するものとする。

- 一 施設利用に際しては原則として飲酒を禁止するものとし、酒気を帯びた状態で機能回復訓練等のサービスを受けないこと
- 二 施設内での営利行為、宗教活動を行わないこと
- 三 他の施設利用者の迷惑となる言動、暴力行為を行わないこと

（緊急時における対応方法）

- 第14条** 通所介護従事者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告し、その指示に従うものとする
- 2 指定通所介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、通所介護従事者等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第15条 非常災害対策として、消防法の規定により防火管理者を選任し、防火管理者を中心に消防計画を作成し、避難訓練等を行い、利用者の安全の確保に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条** 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、当該業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - （1）事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第18条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理等）

第19条 事業所は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を行い、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、通所介護従事者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第20条 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなって後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第21条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を決め解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第22条 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は通所介護従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヵ月以内

二 継続研修 年1回

2 通所介護従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、派遣決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成21年 3月1日より施行する。
2. この規程は、平成21年 6月1日より変更施行する。
3. この規程は、平成21年 8月1日より変更施行する。
4. この規程は、平成22年 8月1日より変更施行する。
5. この規程は、平成23年 5月1日より変更施行する。
6. この規程は、平成23年 6月1日より変更施行する。
7. この規程は、平成24年 4月1日より変更施行する。
8. この規程は、平成24年 5月1日より変更施行する。
9. この規程は、平成24年 6月1日より変更施行する。
10. この規程は、平成24年 9月1日より変更施行する。
11. この規程は、平成24年11月1日より変更施行する。
12. この規程は、平成25年 1月7日より変更施行する。
13. この規程は、平成25年 4月1日より変更施行する。
14. この規程は、平成25年10月1日より変更施行する。
15. この規程は、平成25年11月1日より変更施行する。
16. この規程は、平成26年 4月1日より変更施行する。
17. この規程は、平成26年 5月7日より変更施行する。
18. この規程は、平成26年 6月1日より変更施行する。
19. この規程は、平成26年 8月1日より変更施行する。
20. この規程は、平成27年 4月1日より変更施行する。
21. この規程は、平成27年 6月1日より変更施行する。

22. この規程は、平成27年 7月6日より変更施行する。
23. この規程は、平成27年 8月1日より変更施行する。
24. この規程は、平成27年10月1日より変更施行する。
25. この規程は、平成28年 4月1日より変更施行する。
26. この規程は、平成28年 6月1日より変更施行する。
27. この規程は、平成29年 2月1日より変更施行する。
28. この規程は、平成29年10月1日より変更施行する。
29. この規程は、平成30年 4月1日より変更施行する。
30. この規程は、令和 元年11月1日より変更施行する。
31. この規程は、令和 元年11月1日より変更施行する。
32. この規程は、令和 4年 4月1日より変更施行する。
33. この規程は、令和 4年10月1日より変更施行する。
34. この規程は、令和 6年 4月1日より変更施行する。